（大臣官房付）経済産業事務官　新原　浩朗
（大臣官房審議官（エネルギー・技術担当））経済産業技官　中西　宏典
内閣府に出向させる（各通）
（貿易経済協力局貿易振興課長）経済産業事務官　河本　健一
農林水産省に出向させる
（貿易経済協力局貿易管理部長）経済産業技官　中山　亨
辞職を承認する
（内閣府政策統括官（経済財政運営担当））内閣府事務官　石井　裕晶
経済産業事務官（大臣官房付）に転任させる
辞職を承認する
（内閣府大臣官房宇宙審議官）内閣府技官　西本　淳哉
経済産業技官（大臣官房付）に転任させる
辞職を承認する
経済産業事務官（大臣官房付）に採用する
辞職を承認する（以上七月二十二日）
（大臣官房付）経済産業事務官　深瀬　聡之
産業技術環境局リサイクル推進課長に昇任させる
（産業技術環境局リサイクル推進課長）同　林　茂
大臣官房付に配置換する（以上七月二十四日）
（中国経済産業局長）経済産業事務官　若井　英二
大臣官房審議官に配置換する
地域経済産業政策担当を命ずる
（内閣官房知的財産戦略推進事務局参事官）同　畑野　浩朗
中国経済産業局長に昇任させる
（大臣官房審議官（地域経済産業政策担当））同　河村　延樹
地域経済産業政策担当を免ずる
防衛省に出向させる
（内閣官房知的財産戦略推進事務局次長）同　山根　啓
辞職を承認する
（外務省大臣官房審議官（経済局））外務事務官　五嶋　賢二
経済産業事務官（大臣官房付）に転任させる
辞職を承認する（以上七月二十五日）

（財務省大臣官房付）財務事務官　黒澤　利武
経済産業事務官（大臣官房審議官）に昇任させる
貿易経済協力局担当を命ずる
海外戦略担当を命ずる
（総務省情報通信国際戦略局次長）総務事務官　関　総一郎
経済産業事務官（近畿経済産業局長）に転任させる
（近畿経済産業局長）経済産業事務官　小林　利典
中小企業庁次長に昇任させる
（大臣官房審議官（貿易経済協力局・海外戦略担当））同　森　清
貿易経済協力局担当を免ずる
海外戦略担当を免ずる
総務省に出向させる
（中小企業庁次長）同　横田　俊之
辞職を承認する（以上七月二十八日）
（外務省国際協力局地球規模課題総括課企画官）外務事務官　狩俣　篤志
経済産業事務官（貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課長）に昇任させる
（資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力立地・核燃料サイクル産業課原子力発電立地対策・広報室長）経済産業技官　山田　仁
産業技術環境局技術振興・大学連携推進課長に昇任させる
（大臣官房参事官付統計指標研究官）同　髙木　博康
中部経済産業局地域経済部長に配置換する
（貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課長）経済産業事務官　一方井克哉
外務省に出向させる
（産業技術環境局技術振興・大学連携推進課長）同　牧野　剛
辞職を承認する
（中部経済産業局地域経済部長）経済産業技官　大橋　良輔
大臣官房付に配置換する
辞職を承認する
（資源エネルギー庁廃炉基盤整備総合調整官）経済産業事務官　藤原　正彦
辞職を承認する（以上七月三十一日）

（外務省在ウラジオストク日本国総領事館総領事）外務事務官　伊藤　伸彰
経済産業事務官（大臣官房審議官）に昇任させる
通商戦略担当を命ずる
（製造産業局自動車課長兼商務情報政策局生活文化創造産業課長）経済産業事務官　伊吹　英明
商務情報政策局生活文化創造産業課長の併任を解除する
（商務情報政策局文化情報関連産業課長）同　佐合　達矢
商務情報政策局生活文化創造産業課長に配置換する
商務情報政策局文化情報関連産業課長に併任する
井内　摂男
経済産業事務官（中部経済産業局長）に採用する
大臣官房参事官（エネルギー担当）経済産業技官　森本　英雄
資源エネルギー庁原子力損害対応総合調整官に併任する
（大臣官房審議官（通商戦略担当））経済産業事務官　中山　泰則
通商戦略担当を免ずる
外務省に出向させる
（中部経済産業局長）同　山本　雅史
大臣官房付に配置換する
辞職を承認する
経済産業事務官（大臣官房付）に採用する　櫻井　和人
辞職を承認する（以上八月一日）
経済産業事務官（大臣官房付）に採用する　岡田　俊郎
資源エネルギー庁資源・燃料部政策課海洋資源開発交渉官に転任させる
資源エネルギー庁長官官房国際課国際エネルギー情報調査官に併任する（八月四日）
（警察庁警備局警備課特殊警備対策官兼上席警備指導専門官）警視長　山田　知裕
経済産業事務官（北海道経済産業局総務企画部長）に昇任させる
（北海道経済産業局総務企画部長）経済産業事務官　倉木　豊史
警察庁に出向させる（以上八月八日）
（大臣官房付）経済産業技官　徳増　有治
辞職を承認する（以上八月十日）

公告

諸事項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第８３５号

札幌市白石区南郷通２丁目南７番29号　パロスオクムラ105号
債務者　村木　辰已

1　決定年月日時　平成26年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９２３号

札幌市北区屯田４条２丁目６番60号
債務者　玉澤えり奈（旧姓安藤）

1　決定年月日時　平成26年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１００８号

札幌市西区西野４条６丁目３番36号　コーポ今村３階203号
債務者　滝本　信彦

1　決定年月日時　平成26年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
　札幌地方裁判所民事第４部